# )ども医療費助成

# **フ月から現物給付の対象年齢を拡大します**

平成26年7月診療分から県内の医療 と保護者の方の利便性を図るため、 齢を未就学児(※)まで拡大します。 機関等において、現物給付の対象年 ※未就学児…6歳の誕生日到達後、 最初の3月31日までのお子様 下野市では、 お子様の健康の増進

# **貨格者証の色が変わります**

療費受給資格者証の色が変わります。 ○3歳以上の場合 の受給資格者証をご利用ください。 平成26年7月以降は対象区分の色 助成制度の変更により、こども医

を郵送します。 へは、6月末頃新しい受給資格者証 制度変更時点で3歳以上のお子様

○3歳未満の場合

利用ください。 今までの受給資格者証を継続してご 3歳未満のお子様につきましては

郵送します。 は、随時、該当する色の受給者証を 労により対象区分が変わるお子様へ 平成26年7月以降、 年齢到達や就

## 県外の医療機関は **堤物給付の対象外となります** 〜助成の流れ〜

ンク色またはオレンジ色)及びお子 なります。 診療負担の窓口でのお支払いがなく ○県内の医療機関等を受診する場合 「こども医療費受給資格者証」(ピ 入院・通院・調剤にかかる保険 「健康保険証」を提示すること

○県外の医療機関等を受診する場合 及び小学生以上のお子様が受診す る場合

いいただき、診療月の翌月初日から 書」で市に申請してください。 年以内に「こども医療費助成申請 窓口で保険診療分の金額をお支払

### ■受給資格者証の色と助成方法

ご利用上の注意

## びお子様の「健康保険証」を提示 しないと現物給付を受けることが 「こども医療費受給資格者証」及

できません。

②重度心身障がい者医療費助成、 けている未就学のお子様は、こど たはひとり親家庭医療費助成を受 ま

> ③制度拡大で現物給付対象となる方 費助成申請書」で市に申請してく ださい。 いては、従来どおり「こども医療 の平成26年6月以前の受診分につ も医療費が優先となります。

④独立行政法人日本スポーツ振興セ ンターが実施する災害共済制度に の対象とはなりません。 が優先となりますので、 該当するけがについては共済制度 現物給付

٠_		
	助成方法	
	県内	県外
	現物 給付	償還 払い
	償還 払い	

#### 受給資格 対象区分 者証の色 ピンク色 3歳未満 オレンジ色 3歳~未就学児 小学生~中学生 ベージュ色

## ジェネリック医薬品 (暮らしのお役立ち情報)

れる」と認められた医薬品です。 医薬品と)同等の効能や効果が得ら 有効成分を同量含んでおり、(先発 厚生労働省から「先発医薬品と同じ ネリック医薬品(後発医薬品)」は、 品メーカーが製造・販売する「ジェ た新薬)の特許が切れた後に医薬 先発医薬品(これまで使われてき

# お財布にも財政にも優しい

医療費の抑制にもつながります。 負担などの削減、ひいては高齢化社 品の普及によって、一人ひとりの自 度安くなるため、ジェネリック医薬 品に比べて薬の値段が3割~5割程 会の進展によって増大を続ける国民 己負担や国の財政・健康保険組合の それまで使われていた、先発医薬

# 効き目や安全性は大丈夫?

リック医薬品として承認されます。 が、厚生労働大臣によってジェネ 等であることが証明されたものだけ な試験が行われており、それによっ ジェネリック医薬品の開発にあたっ る方もいるかも知れません。しかし、 (参考:政府広報オンライン) て先発医薬品と効き目や安全性が同 ては、医薬品メーカーにおいて様々 安全性は大丈夫なのか」と心配す 「安くて本当に効き目はあるのか」

## 問い合わせ先